

地域再生基本方針の一部変更について

〔 令和 7 年 3 月 28 日
閣 議 決 定 〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

2の1）②ロ及び3の3）中「別表において」を「別に定めるところにより、」に改める。

4の3）⑤中「また、当該地域再生計画について、法第10条に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条に基づき取消しを行う。」を削り、「認定を受けた地域再生計画」の下に「（以下「認定地域再生計画」という。）」を加え、同⑦（見出しを含む。）中「認定を受けた地方公共団体」を「認定地方公共団体」に改め、同⑦を同⑧とし、同⑥の見出し中「認定を受けた地方公共団体」を「認定地方公共団体」に改め、同⑥中「地方公共団体」の下に「（以下「認定地方公共団体」という。）」を加え、同⑥を同⑦とし、同⑤の次に次のように加える。

⑥ 認定の取消し

認定地域再生計画について、法第10条第1項の規定により、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該認定地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該認定地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条第1項の規定により取消しを行う。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、法第

10条第1項の規定により、認定地域再生計画の認定を取り消した場合、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、当該認定地域再生計画を作成した地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する事項が記載された地域再生計画について、法第5条第15項の認定を受けることができないこととする。ただし、当該地方公共団体が、自ら認定地域再生計画の認定の取消しを申し出たことにより、その認定が取り消された場合（認定地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。）は、この限りでない。

4の5) ①の見出しを次のように改める。

① まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））

4の5) ①イ b. iii) 中「昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項」を「昭和25年法律第218号）第2条第2項」に、「昭和二十五年法律第百三十七号）第五条」を「昭和25年法律第137号）第5条」に改め、同) ③イ中「行った」を「行う」に改め、「地方税法」の下に「（昭和25年法律第226号）」を、「租税特別措置法」の下に「（昭和32年法律第26号）」を加え、同ロ a. 中「受領する」を「受ける」に改め、同 d. 中「に基づく」を「の規定による」に、「に基づき」を「の規定により」に改め、同ハ中「受領した」を「受けた」に改め、同ヘを同リとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体が、イの寄附を受けた場合において、当該事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、当該認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人の名称を内閣総理大臣に報告するとともに、当該法人の名称を公表することとする。ただし、当該法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、当該認定地方公共団体が、第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。

- a. 当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」という。）が寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（以下「寄附法人等」という。）である場合
- b. 当該事業に係る契約が随意契約（少額のものを除く。以下同じ。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合
- c. 当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
- d. 当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合

ト への報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び寄附を行った法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を公表することとする。

チ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、当該事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合にあっては、当該相手方を公表することとする。

4の6) ①イ中「別表のとおりである」を「、内閣府が関係府省庁と調整を行った上で、別に定める」に改める。

4の7) ①ニ中「地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画」を「認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画」に改める。

別表を削る。

附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。ただし、4の3)、同5)③及び同7)①イの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。